

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2022年7月29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社エスケーエレクトロニクス 代表取締役社長 石田 昌徳			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	38 台	0 台	0 台	38 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	8 台	0 台	0 台	8 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	9	キログラム	13	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	簡易点検（1回/3か月）を実施し、漏れや異常がないか確認する。			
	廃棄時	フロン類の回収を完了後、機器の廃棄をする。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検（1回/3か月）の際に、漏れなどを発見した場合は、修理をしてから、フロンの充填をする。また、充填量（漏洩量）を記録し、基準値以上の場合は報告する。			
	廃棄時	フロン類の回収を完了後、機器の廃棄をする。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器の更新時に、ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品への切り替えを検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。